

## パーソナルコンピュータ及びレーザープリンタ保守仕様書

### 1. 概要

機器納入後、保証期間を含めた5年間(60か月)を、最低使用期間とする。

鳴門市は最低使用期間のうち、機器の保証期間経過後より単年度ごとに落札者と保守契約を締結できる。

保守契約の対象とする機器を減じることは可能だが、一度保守契約の対象外とした機器について、改めて保守契約の対象とすることはできない。

契約は機器を所有する所属ごとに締結する。

### 2. 対象機器

- (1) デスクトップ型パーソナルコンピュータ 4台 : 本体、マウス、キーボード及びコード類
- ノート型パーソナルコンピュータ 62台 : 本体、マウス及びACアダプタ
- 2in1パーソナルコンピュータ 25台 : 本体、マウス、タッチペン及びACアダプタ
- レーザープリンタ 9台 : 本体、給紙カセット、コード類

### 3. 保守内容

- (1) 機器等に係る保守の対応時間は、原則、平日8時30分から17時30分とする。
- (2) オンサイト保守対応とする。
- (3) 機器の利用に支障が発生した際は、その支障原因の箇所を切り分け、原因と考えられるハードウェアまたはソフトウェアを特定すること。
- (4) 機器の障害時には、当該機器又はそれを構成する部品等の調達・交換・修理等を迅速に行う等、落札者の負担により常時正常な稼働を保証すること。
- (5) 機器の障害時には、鳴門市の連絡より1時間以内に初動対応を行うこと。
- (6) OSセットアップが必要となる障害時はOS再設定及びマスターイメージの復元を行うこと。また、導入場所のネットワーク設定(IP設定、ドメイン設定、プリンタ設定)及び市が指定するアプリケーションのセットアップ及び設定を行い、動作確認をすること。
- (7) OSセットアップを行った該当機器上でシステムを利用していた場合は、システム導入ベンダーによる正常稼働確認に立ち会い、障害発生前の状態に戻るまで責任をもって対応すること。また、正常動作確認時、問題が発生した場合は、問題原因がハードウェアに起因するものかソフトウェアに起因するものかを切り分けること。
- (8) HDD障害時に交換HDDの持ち帰りが必要な場合は、鳴門市職員立会いのもと、全領域のデータを固定値で1回以上の上書き消去を行い、HDDに対してセキュリティパスワード設定してロックし持ち帰ること。なお、ディスク消去はWindowsでの初期化は不可とする。また、HDDの物理破壊は不可とする。